

## 平成 31 年度青森県庁舎広告掲出仕様書

### 1 広告媒体等

#### (1) 広告媒体

県庁舎内壁面及びエレベーター床

#### (2) 場所及び枠数（合計 31 枠）

①南棟 1 階エレベーターホール	4 枠（B2 判縦）
②南棟エレベーター内壁	4 枠（B2 判縦）
③南棟エレベーター内床	1 枠（160cm×150cm）※マット広告
④東棟 1 階男子トイレ	3 枠（A3 判横）
⑤南棟 1 階男子トイレ	3 枠（A3 判横）
⑥北棟 1 階エレベーターホール	3 枠（B2 判縦）
⑦北棟エレベーター内壁	6 枠（B2 判縦）
⑧北棟 1 階パスポート窓口	2 枠（B2 判縦）
⑨北棟 1 階男子トイレ	3 枠（A3 判横）
⑩北棟 8 階エレベーターホール	2 枠（B2 判縦）

※1 具体的な場所は、別紙「掲出場所一覧」のとおり

※2 かつこ内は、県が指定するパネル等のサイズ

#### (3) 広告掲出期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日まで

#### 【参考】

県庁舎に勤務する職員数（警察職員を除く。） 約 2,000 人

北棟にはパスポートの窓口があるほか、本庁各課や銀行、郵便局等への一般来庁者もある。

### 2 掲出手続等

(1) 広告の掲出は、広告代理業者が、県が設置するパネル内に県の承認を受けたポスター等を掲出することにより行うものとする。

(2) ポスター等の掲出に当たっては、広告内容等について青森県広告掲載要綱、青森県広告掲載基準等に基づく審査を受けるため、掲出予定日の 10 日前までにポスター等図案を県に提出するものとする。

なお、青森県広告掲載基準第 2 の 8 「景観及び風致を損なうおそれのあるもの」には、県庁舎内の美観を損ない、一般来庁者に不快感を起こさせるおそれのあるものを含むものとする。

### 3 広告料等の納入

(1) 広告料は、平成 31 年 4 月 26 日（金）までに納入するものとする。

(2) 行政財産の使用に係る使用料については、納入通知書により県が指定する期日までに納入するものとする。

### 4 その他留意事項

(1) 荷物の運搬等の作業の都合上、エレベーター内を養生することによりパネルを一時的に取り外して作業をする可能性があること。

(2) 工事及びその他都合により、広告掲出のためのパネルの場所が変更になる可能性があること。